

中学校教諭専修/一種/二種免許状（家庭）・高等学校教諭専修/一種免許状（家庭）の取得方法

免許法第6条別表第4

平成28年改正法適用

1 必要とする教員免許状及び所要単位数

確認欄：一般的包括的内容を満たす場合に○を付ける

所要資格			申請免許種類	中学校教諭免許状							高等学校教諭免許状						
			専修※1	一種※2	二種				専修※1	一種							
必要とする同一学校種の 他教科の教員免許状				専修免	専修免	専修免	既修得単位		要修得 単位数	専修免	専修免	既修得単位		要修得 単位数			
				一種免	一種免	一種免	確 認 欄	単 位 数		一種免	一種免	確 認 欄	単 位 数				
				二種免	二種免	二種免											
最低修得単位数 （法定科目名）	教科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	家庭経営学（家族関係学及び家庭 経済学を含む。）	1	1	1					1	1						
		被服学（被服実習を含む。）	1	1	1					1	1						
		食物学（栄養学、食品学及び調理 実習を含む。）	1	1	1					1	1						
		住居学	1	1	1					1	1						
		保育学	1	1	1					1	1						
		家庭電気・家庭機械・情報処理 ※3															
		小計	20	20	10	－				20	20	－					
		各教科の指導法に関する科目	8	8	3					4	4						
大学が独自に設定する科目	24	－	－	－				24	－	－							
			52	28	13	－				48	24	－					

- ※1 専修免許状（家庭）を取得する者が、一種免許状（家庭）を既に有する場合、
専修免許状の取得に必要な単位数から一種免許状に定める単位数を差し引くことができます。
- ※2 一種免許状（家庭）を取得する者が、二種免許状（家庭）を既に有する場合、
一種免許状の取得に必要な単位数から二種免許状に定める単位数を差し引くことができます。
- ※3 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号）により科目が削除されましたが、
令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに改正前の施行規則における
当該単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合、
教科に関する専門的事項に関する科目の単位数の合計に含めることは可能です。

2 単位修得に当たっての注意事項

- ☐ 教科及び教職に関する科目の単位は、必ず

取得する教育職員免許状の認定課程（国から認定を受けた課程）**のある大学等**で修得してください。

また、大学が独自に設定する科目の単位は、**大学院の課程**又は**大学の専攻科の課程**で修得してください。

（免許法認定講習・公開講座・通信教育でも修得することができます。）

- ☐ 教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際は、**一般的包括的な内容を含めて1単位以上**修得し、かつ、
区分（専修、一種及び二種）に応じて、小計欄の単位数を修得してください。